

大阪の学校教育の発展に向けた公私連携会議 設置要綱

(目的)

第1条 第2次大阪府教育振興基本計画に示されているように、学校教育の発展には、公私の連携・協力が不可欠である。よって、共同での取組みの推進や成果の共有化等を図るため、公私の情報交換等の場として、「大阪の学校教育の発展に向けた公私連携会議」(以下、本会議という。)を設置する。

(取扱事項)

第2条 本会議では、次に掲げる事項について、意見交換する。

- (1) 公立高等学校の連携・協力を資する事項
- (2) その他、必要な事項

(構成)

第3条 本会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公立高等学校関係者
大阪府教育庁 教育監
同 教育振興室長
- (2) 私立高等学校関係者
大阪私立中学校高等学校連合会 会長
同 会長が指名する者
大阪府教育庁 私学監
同 私学課長
- (3) 大阪府教育庁 教育総務企画課長

(会議の主宰)

第4条 本会議は、大阪府教育庁教育総務企画課長が主宰する。

(意見聴取)

第5条 本会議では、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 本会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 本会議の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課及び大阪私立中学校高等学校連合会事務局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、主宰が本会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日より施行する。